

事業報告書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

1 事業の概要

平成28年度の日本経済は、米国・中国等主要輸出国経済が堅調に推移したことから、輸出主導で景気が持ち直し、企業では鉱工業生産の回復、在庫圧縮の進展に加え設備投資も増加基調にある。一方で、個人消費は、失業率の低下が続き名目賃金も前年比プラスが続くなど好環境にあるが個人消費回復には力強さを欠き、引続き消費者マインドの回復が期待されている。政策面では、政府は消費増税の延期を決定し、日銀はデフレ脱却にむけてマイナス金利政策を強化する長短金利操作付量的・質的金融緩和を導入した。これらにより、日本の実質GDP成長率は年度を通してプラスとなるなど総体では底堅い動きとなり、緩やかな回復基調にあるものとみられている。

当センターをめぐる情勢は、再保証残高の大宗を占める住宅ローン市場では平成28年度の住宅着工戸数は974千戸と前年度比5.8%増加し、うち持ち家で4.1%増の292千戸、分譲住宅で1.1%増の249千戸と住宅ローン市場規模は拡大したものの、金利引下げや借換等による金融機関間の顧客獲得競争は年々厳しさを増している。

このような情勢のもと、当センターでは、会員の競争力確保、JAバンクローンの伸長を図るべく、JAバンクと連携してローン融資要項(統一版)の見直しにかかる検討を重ねるとともに、再保証料率については平成28年4月からリフォームローンの引下げ、住宅ローン特例措置の長期化、消費増税前駆け込み需要への単年度特例措置による引下げを実施し、平成29年度は消費増税前駆け込み需要措置は終了するものの住宅ローン特例引下措置の拡大を図ることとした。

平成28年度の当センターの再保証業務の概要は以下のとおりである。

新規引受は、5,870億円と住宅資金の引受増加を主因に、平成25年度の消費税引上げによる住宅ローン駆け込み需要の年度を大幅に上回る水準となり、前年度比では1,286億円(28.0%)の大幅増加となった。再保証残高も、新規引受が大幅増加となったことで、4兆4,605億円と前年度比+3.3%の近年にない伸び率となった。

代位弁済の発生は18億円と前年度比15.5%減少し、平成21年度の45億円をピークに減少が続いて、一方で、求償権の回収は17億円と前年度比12.3%増加し、求償権償却は前年度並みの12億円となったことから、求償権残高は96億円(前年度比10.5%減)と100億円を割る水準となった。

利益面では、再保証料率の引下げにより保証料収入が減少するなかで、引当については求償権残高減少により償却引当負担は減少する一方で再保証残高増加による準備金負担増加もあったため、最終的な当期経常増減額は27億円と前年度比3億円減少した。

平成28年度における主な実施事項は以下のとおりである。

(1) 再保証業務の整備・充実

- a ローン融資要項(統一版)の見直しについて、会員の基盤拡充・強化の視点に立ち、JAバンクと連携を図りながら専門部会・実務協議会において検討を実施し、JAバンクに対する要請を行った結果、住宅ローン・リフォームローンにおける事務の簡素化、およびフリーローンにおける資金用途拡充の要項改正が実現した。
- b 平成29年度の再保証料率について、当センターの収支見通し・住宅ローン市場の動向等を踏まえ、協会保証の競争力強化とJAバンクローンの安定的な伸長の観点から検討を行い、以下のとおりの引下げを決定した。
 - ① 住宅ローン(100%応援型)の再保証料率特例措置を見直し、平成29年度から31年度までの特例措置として、従来の特例措置から更に0.01%引下げ幅を拡大
 - ② 住宅ローン(一般型・借換応援型・200%借換応援型)の資金別特例措置について、見直し時期を1年前倒しし、平成29年度から31年度までの特例措置として、従来の特例措置から更に0.01%引下げ幅を拡大
 - ③ 無担保住宅資金について、新たに平成29年度から31年度までの資金別特例措置として0.10%引下げ
- c JAバンクにおけるローン融資要項(統一版)の改正を受けた県版融資要項の改正協議に取り組むとともに、災害資金協議をはじめとする会員からの個別相談・照会事項に対して迅速に対応した。

(2) 内部管理態勢の充実・強化

- a コンプライアンス・マニュアルに従ってコンプライアンスモニタリングの実施および職員研修を行い、また、リスク管理基本方針に基づく平成 28 年度のリスク管理評価を実施した。
- b 個人情報の漏えい防止など適切な管理にむけて、同情報の取扱いにかかる内部監査を実施した。
- c 円滑な保証システム機器更改(平成 29 年 7 月、プログラム言語更新を含む)に向けて、機器更改作業計画に基づく進捗管理を行い、計画通りの機器更改作業を進めている。
- d 平成 29 年度の再保証料率見直しにあたって、中長期的な収支への影響試算等を行い、財務・収支面での経営リスクの把握を実施した。

(3) 会員との連携強化

- a 会員間ノウハウネット(NN51)について、平成 28 年度は 8 件の情報収集・提供を行った。
- b 会員との連携強化・情報共有化のため、計画的な会員訪問を実施した。

(4) 公益目的支出計画への対応

- a 内閣府に公益目的支出計画の平成 27 年度実績を報告するとともに、計画達成に向けた取組みを検討継続した。

2 主な処理事項

年 月 日	処 理 事 項
平成 28 年	
4. 7	会計監査人監査
4. 19	農業信用保証保険事業・組織問題検討会第 52 回専門部会
5. 13	会計監査人監査
5. 23	会計監査人監査
5. 24	監事監査
6. 3	平成 28 年度第 1 回理事会
	〔議案〕
	・第 1 号議案：平成 27 年度の求償権償却について
	・第 2 号議案：求償権償却引当金の算出に含めるみなし求償権残高について
	・第 3 号議案：準備金の基本財産繰入(平成 28 年度の基本財産造成)について
	・第 4 号議案：平成 27 年度(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)事業
	報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書、財産目録
	および収支計算書(案)について
	・第 5 号議案：平成 27 年度公益目的支出計画実施報告書について
	・第 6 号議案：第 4 回定時総会の開催ならびに提出議案について
	・第 7 号議案：会計監査人に対する平成 28 年度会計監査報酬について
	・第 8 号議案：消費税増税にともなう駆け込み需要対策にかかる再保証料率の特例
	措置対応について
	〔報告事項〕
	・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について
6. 10	平成 28 年度第 1 回全国常務者会議（全国 3 団体共催）
	〔協議事項〕
	・平成 27 年度業務報告書(案)について
	・平成 27 年度公益目的支出計画実施報告書について
	・平成 28 年度の基本財産造成(案)について
	・消費税増税にともなう駆け込み需要対策にかかる再保証料率の特例措置対応につ
	いて
6. 21	会計監査人監査
6. 27	平成 28 年度第 2 回理事会
	〔議案〕
	・第 1 号議案：第 4 回定時総会の提出議案ならびに定時総会の運営について
	・第 2 号議案：平成 28 年度第 1 回臨時総会の開催ならびに提出議案について
	・第 3 号議案：役員補欠選任にかかる役員候補者名簿の作成について
	・第 4 号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について
	〔報告事項〕
	・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について
	・代表理事の職務執行状況について
	平成 28 年度第 1 回役員会
	〔議案〕
	・第 1 号議案：学経理事候補者の推薦について
6. 27	第 4 回定時総会（後記 3 を参照）

年 月 日	処 理 事 項
7. 6 ～8	平成 28 年度初級職員研修会（全国 3 団体共催）
7. 13	会計監査人監査
8. 2	保証条件の見直し等に関する全国専門部会 第 8 回実務協議会
8. 5	会計監査人監査
8. 24	平成 28 年度第 1 回臨時総会（後記 3 を参照）
9. 1 ～2	平成 28 年度保証審査実務担当者研修会（全国 3 団体共催）
9. 6	コープビル全館防災訓練
9. 26	第 25 回農業信用保証保険事業・組織問題検討会
10. 5	保証条件の見直し等に関する全国専門部会 第 9 回実務協議会
10. 11 ～15	韓国農林水産業者信用保証基金来日研修（全国 3 団体他）
10. 19	会計監査人監査
11. 7 ～12	韓国農林水産業者信用保証基金訪問研修（全国 3 団体他）
11. 18	会計監査人監査
12. 12	<p>平成 28 年度第 3 回理事会 〔議案〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 号議案：1 号資金再保証料率にかかる資金別特例措置の継続等について（対象資金：100%応援型） ・第 2 号議案：1 号資金再保証料率にかかる資金別特例措置の期限前見直しについて（対象資金：一般型・借換応援型・200%借換応援型） ・第 3 号議案：1 号資金再保証料率にかかる資金別特例措置の新資金追加について（対象資金：無担保住宅資金） <p>〔報告事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度上半期の業務実績について ・「再保証要項取扱特例（内規）」の適用案件について ・統一ローン融資要項見直しについて ・保証システムの機器更新作業の実施状況について ・代表理事の職務執行状況について
12. 15	会計監査人監査
12. 21	農業信用基金協会常勤役員会議（全国 3 団体共催）
平成 29 年 1. 25	会計監査人監査

年 月 日	処 理 事 項
2. 1 7	平成 28 年度第 4 回理事会 [議案] ・第 1 号議案：平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)事業 計画および収支予算について ・第 2 号議案：平成 28 年度第 2 回臨時総会の開催および提出議案について ・第 3 号議案：「業務方法書」の一部改正について ・第 4 号議案：「再保証要項」の一部改正について ・第 5 号議案：「償却前の求償権の債務の免除に関する規程」の制定について ・第 6 号議案：「償却前の求償権の譲渡に関する規程」の制定について ・第 7 号議案：「組織規程」の一部改正について [報告事項] ・平成 28 年度事業実績見込みについて ・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について
2. 2 1	会計監査人監査
3. 6	平成 28 年度第 2 回全国常務者会議（全国 3 団体共催） ・平成 28 年度事業実績見込みについて ・平成 29 年度事業計画及び収支予算について ・「業務方法書」の一部改正について
3. 1 6	平成 28 年度第 5 回理事会 [議案] ・第 1 号議案：平成 28 年度第 2 回臨時総会の提出議案ならびに臨時総会の運営に ついて ・第 2 号議案：平成 29 年度の理事報酬額について ・第 3 号議案：「経理規程」の一部改正について [報告事項] ・平成 28 年度求償権償却見込みについて ・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について
3. 1 6	平成 28 年度第 2 回臨時総会（後記 3 を参照）

3 総会

(1) 第4回定時総会（平成28年6月27日開催）

会員数 (議決権数)	87会員 (87個)	出席会員数	本人出席会員 42会員 代理議決会員 1会員 書面議決会員 43会員 計 86会員
議事の概要	○議案 ・第1号議案：平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書、財産目録および収支計算書(案)について以上、原案どおり議決された。 ○報告事項 ・平成27年度公益目的支出計画実施報告書について以上、意見・質問なし。		

(2) 平成28年度 第1回臨時総会（平成28年8月24日開催）

会員数 (議決権数)	87会員 (87個)	出席会員数	本人出席会員 16会員 代理議決会員 1会員 書面議決会員 70会員 計 87会員
議事の概要	○議案 ・第1号議案：役員の補欠選任について以上、原案どおり議決された。 ○報告事項 ・なし		

(3) 平成28年度 第2回臨時総会（平成29年3月16日開催）

会員数 (議決権数)	87会員 (87個)	出席会員数	本人出席会員 40会員 代理議決会員 2会員 書面議決会員 44会員 計 86会員
議事の概要	○議案 ・第1号議案：平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業計画および収支予算について ・第2号議案：借入最高限度額について ・第3号議案：役員報酬額について ・第4号議案：「業務方法書」の一部改正について 以上、原案どおり議決された。 ○報告事項 ・なし		

4 会員および再保証等寄託金

(単位：千円)

区 分	前年度末		本年度中		本年度末	
	会員数	再保証等寄託金	会員数	再保証等寄託金	会員数	再保証等寄託金
農業信用基金協会	47	3,243,050	—	—	47	3,243,050
農協(信用)保証センター	4	996,200	—	—	4	996,200
信用農業協同組合連合会 (うち再保証事業用)	32 (32)	1,681,530 (1,618,730)	— (—)	— (—)	32 (32)	1,681,530 (1,618,730)
(うち直接保証事業用)	(6)	(62,800)	(—)	(—)	(6)	(62,800)
農業協同組合 (うち再保証事業用)	3 (3)	85,060 (80,340)	— (—)	— (—)	3 (3)	85,060 (80,340)
(うち直接保証事業用)	(1)	(4,720)	(—)	(—)	(1)	(4,720)
農林中央金庫 (うち再保証事業用)	1 (1)	5,000,000 (4,800,000)	— (—)	— (—)	1 (1)	5,000,000 (4,800,000)
(うち直接保証事業用)	(1)	(200,000)	(—)	(—)	(1)	(200,000)
計 (うち再保証事業用)	87 (87)	11,005,840 (10,738,320)	— (—)	— (—)	87 (87)	11,005,840 (10,738,320)
(うち直接保証事業用)	(8)	(267,520)	(—)	(—)	(8)	(267,520)

(注) 1 農業信用基金協会および農協(信用)保証センターの再保証等寄託金は、全て再保証事業用である。

2 農林中央金庫との統合により脱退した12県信用農業協同組合連合会(青森、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、千葉、富山、岡山、長崎、熊本)については、年度末の会員数から除いているが、再保証等寄託金は信用農業協同組合連合会に含まれている。

5 役員

(単位：人)

区 分	前年度末	本 年 度		
		就 任	退 任	年度末
理事(うち常勤)	9(1)	1(—)	—(—)	10(1)
監事(うち常勤)	2(0)	—(—)	—(—)	2(0)
計	11(1)	1(—)	—(—)	12(1)

6 職員

(単位：人)

区 分	前年度末	本 年 度		
		採 用	退 職	年度末
男子職員	10	1	1	10
女子職員	4	—	1	3
計	14	1	2	13

(注) 嘱託員を含む。

7 保証

(1) 再保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度				
			引 受		償 還	年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	金額	件数	金額
住宅資金(1号資金)	286,715	4,043,223	23,587	515,277	371,095	292,012	4,187,405
教育資金(2号資金)	23,146	21,550	3,936	5,118	5,338	22,764	21,330
生活資金(3号資金)	368,209	227,438	42,483	66,064	65,258	355,454	228,244
事業資金(4号資金)	1,047	26,678	29	571	3,691	977	23,558
合 計	679,117	4,318,889	70,035	587,030	445,382	671,207	4,460,537

(注) 1 住宅資金は、住宅ローン一般型・100%応援型・借換応援型・200%借換応援型、リフォームローン等の合計である。生活資金は、マイカーローン、カードローン、フリーローン等の合計である。事業資金は、賃貸住宅資金および事業資金の合計である。

2 極度資金は極度額による。

3 償還には代位弁済によるものを含む。

(2) 直接保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度				
			引 受		償 還	年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	金額	件数	金額
教育・マイカー ・カードローン	569	318	1	3	127	395	194

(注) 1 カードローンは極度額による。

2 教育資金(分割)の未実行部分も残高に含む。

8 求償権

(1) 再保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度							
			代位弁済		回 収		償 却		年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅資金(1号資金)	2,150	8,833	207	1,655	14,346	1,527	272	1,010	1,981	7,951
教育資金(2号資金)	338	108	26	10	1,980	11	31	9	305	98
生活資金(3号資金)	6,485	1,619	552	156	34,874	172	742	192	5,642	1,411
事業資金(4号資金)	23	190	-	-	207	19	3	9	20	162
合 計	8,996	10,750	785	1,821	51,407	1,729	1,048	1,220	7,948	9,622

(注) 1 住宅資金は、住宅ローン一般型・100%応援型・借換応援型・200%借換応援型、リフォームローン等の合計である。生活資金は、マイカーローン、カードローン、フリーローン等の合計である。事業資金は、賃貸住宅資金および事業資金の合計である。

2 回収金額は求償権元本で、求償権利息等の回収額は含まない。

3 回収件数は一部回収を含む件数である。

(2) 直接保証事業

(単位：件・千円)

区 分	前年度末残高		本 年 度							
			代位弁済		回 収		償 却		年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
教育・マイカー ・カードローン	31	20,485	-	-	23	1,052	3	4,020	27	15,413

(注) 回収件数は一部回収を含む件数である。

9 業務方法書に規定する基本財産

(単位：千円)

区 分	前年度末残高	本年度増減		本年度末残高
		増 加	減 少	
再保証等寄託金	11,005,840	—	—	11,005,840
(うち再保証事業用)	(10,738,320)	(—)	(—)	(10,738,320)
(うち直接保証事業用)	(267,520)	(—)	(—)	(267,520)
繰 入 金	13,500,000	1,400,000	—	14,900,000
(うち再保証事業用)	(13,500,000)	(1,400,000)	(—)	(14,900,000)
(うち直接保証事業用)	(—)	(—)	(—)	(—)
計	24,505,840	1,400,000	—	25,905,840
(うち再保証事業用)	(24,238,320)	(1,400,000)	(—)	(25,638,320)
(うち直接保証事業用)	(267,520)	(—)	(—)	(267,520)

(注) 業務方法書に規定する再保証等寄託金、繰入金および準備金の年度末残高

(単位：千円)

区 分	再保証事業	直接保証事業	合 計
再保証等寄託金	10,738,320	267,520	11,005,840
繰 入 金	14,900,000	—	14,900,000
準 備 金	8,467,464	31,285	8,498,749
合 計	34,105,784	298,805	34,404,589

10 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当センターは、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために、理事会において「内部統制基本方針」を定めている。その体制および運用の状況は以下のとおりである。

1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理憲章、行動規範を含めた「コンプライアンスマニュアル」を定め、全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

【運用状況の概要】 コンプライアンス研修を開催し同マニュアルの周知・徹底を図るとともに、定期的に遵守状況のモニタリングを実施している。

- (2) 理事は、重大な法令違反、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告する。

【運用状況の概要】 前記の定期的モニタリングの実施結果を代表理事に報告している。

- (3) 監事は理事会へ出席するほか、監事監査により理事の業務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに代表理事に対し法令、定款及び社会規範等の遵守に向けた助言または是正勧告をすると共に、その事実を理事会へ報告する。

【運用状況の概要】 監事は理事会に出席し、また、監査において業務執行状況の報告を受けている。

2 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報については、社員総会議事録、理事会議事録等の法定文書のほか、稟議書等の重要な職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）を、関係資料とともに文書処理規程その他当法人の内部規程の定めに従い、適時適切に保存・管理し、役員等による閲覧及び謄写ができる状態にして管理する。

【運用状況の概要】 法定文書、重要な職務執行に係る文書は適切に保管・管理し、閲覧・謄写できる状態としている。

- (2) 代表理事等の業務執行については、執行状況報告を作成し、理事会へ報告することで、管理する。

【運用状況の概要】 理事会において年度2回の報告を行っている。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、リスク管理方針およびリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

【運用状況の概要】 リスク管理基本方針ならびにリスク管理規程を定めている。

- (2) 自然災害等の不測の事態が発生した場合には、代表理事を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、役職員の生命・資産・管理情報等の損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

【運用状況の概要】 震災、大雨・強風等対策を作成している。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表理事は、理事会の決定を踏まえて、業務の執行が効率的に行われるように、年度計画を作成して適宜、実績を把握、管理する。

【運用状況の概要】 部門毎に重点実施事項の年度事業計画を作成し、定期的に実績・見込みの把握を行っている。

- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、職務権限規程を定め、これらの規程に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

【運用状況の概要】 組織規程、権限表を定めている。

5 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理憲章、行動規範を含めた「コンプライアンスマニュアル」を定め、全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

【運用状況の概要】 コンプライアンス研修を開催し同マニュアルの周知・徹底を図りとともに、定期的に遵守状況のモニタリングを実施している。

- (2) 代表理事は、職員による重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告する。

【運用状況の概要】 前記の定期的モニタリングを実施している。

- (3) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。

【運用状況の概要】 監事は理事会への出席し、監査において業務執行状況の報告を受けている。

- (4) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を起こしていないか、内部検査を行う。

【運用状況の概要】 定期的モニタリングを実施している。

6 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事が求めた場合は、企画総務部担当の職員に監事の職務を補助させる。

【運用状況の概要】 企画総務部担当の職員が補助をする体制としている。

7 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務を補助する職員の監査職務遂行の際の指揮・命令権者は監事とし、理事等執行部門からの独立性を確保する。また、当該職員の任命、解任、人事異動については、監事の同意を得ることとする。

【運用状況の概要】 企画総務部担当の職員を監事の職務を補助させる体制としている。

8 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。

【運用状況の概要】 常勤理事および企画総務部担当の職員が報告する体制としている。

9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査報告を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

【運用状況の概要】 監事は、監査において会計監査人から監査重点項目、監査実施経過等について報告を受けている。